

感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】 飲食店等に対する協力金(変更)

県の要請に御協力頂いた飲食店等に対して支給する協力金について、下記のとおり変更します。

協力期間	対象地域	支給額	
		中小企業等	大企業
① 8/2(月)20時から8/31(火)24時までの全30日間	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市	99万円 ～285万円	600万円以内
② 8/4(水)20時から8/31(火)24時までの全28日間	8/8からまん延防止等重点措置区域となっている23市町	94万円 ～270万円	560万円以内
	8/16からまん延防止等重点措置区域となっている茂木町	90万円 ～250万円	
	8/19からまん延防止等重点措置区域と同様の要請等を行う那珂川町	88.5万円 ～242.5万円	
③ 8/8(日)20時から8/31(火)24時までの全24日間	8/8からまん延防止等重点措置区域となっている23市町	84万円 ～240万円	480万円以内
	8/16からまん延防止等重点措置区域となっている茂木町	80万円 ～220万円	
	8/19からまん延防止等重点措置区域と同様の要請等を行う那珂川町	78.5万円 ～212.5万円	

**※緊急事態措置終了(9/12(日))まで継続協力要請
9/1(水)～9/12(日)分は第5弾として支給(別途申請が必要)**

**緊急事態措置適用に伴い、下限額が
3万円/日から4万円/日に増額**

【申請方法】 郵送又はインターネット

【受付期間】 8月12日(木) ～ 10月15日(金) **(ただし、インターネットの受付は8月30日(月)から)**

詳しくは、「栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金コールセンター」にお問い合わせください。

(受付時間) 9時から17時まで(土日、祝日含む) (電話番号) 028-651-3707